

イベント

つくみ朝市

コンテナ293号でフリーマーケットを開催しています
♪出店者募集中です。

▼日時 4月14日(日) 9時～

▼場所 つくみ公園内
「コンテナ293号」

▼問い合わせ
つくみ朝市実行委員会(鶴原)

☎090(4352)3801

相談

行政相談所開設

困ったら一人で悩まず、まずは行政相談委員にお気軽にご相談ください。相談は無料で秘密は守られます。

▼日時 4月17日(水)
10時～12時

▼場所 市役所会議棟会議室
(ハローワーク隣)

▼行政相談委員 薬師寺博昭

▼問い合わせ
行政相談委員事務局

☎0972(82)4115

消費者の皆さん

困っていませんか？

4月の相談

特殊詐欺や悪質商法により被害にあう人が絶えません。悪質業者はいろいろと新しい

手段で、高齢者や若者を狙ってきます。困ったときは早めにご相談ください。

相談は無料で、相談者の秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

▼日時 3日(水)・10日(水)・17日(水)・24日(水) ※時間はいずれも10時～16時

▼場所 市民生活課内 相談室

▼問い合わせ 市民生活課

☎0972(82)2008(直通)

★5月の相談日
1日・8日・15日・22日

無料法律相談

第4木曜日(要予約)

県司法書士会では、相続、遺言または空き家・消費者問題、借金等のトラブル、認知症の方へのサポート、成年後見など司法書士の知識経験を活かし、無料法律相談を開催いたします。お気軽にご相談ください。

▼日時 4月25日(木)
13時～16時

▼場所 市役所大会議室

▼問い合わせ 市民生活課

☎0972(82)2008(直通)

公証人による無料相談会

毎月第4土曜日

▼日時 4月27日(土)

9時30分～11時30分

▼場所 津久見市公民館研修室

▼内容 遺言、離婚給付、任意後見、家族信託、その他契約一般についての公正証書に関する相談

※予約が必要です。予約者がいない場合は開催しません。

▼予約先 大分公証人合同役場

☎097(535)0888

行政書士会無料相談会

(要予約)

▼日時 4月17日(水)
13時30分～16時30分

▼場所 ホルトホール大分
404会議室

▼相談内容 遺言や遺産相続、契約書、内容証明作成、法人設立、不動産関連の行政手続き、建設業等の許可申請、自動車登録、その他生活の困り事に関する相談など。

▼問い合わせ先 大分県行政書士会事務局

☎097(537)7089

4月の納税

(保険料を含む)

4月の納税はありません

市民図書館「新刊案内」

☆ファラオの密室……………白川 尚史
☆風に立つ……………柚月 裕子
☆ジェンダー・クライム……………天童 荒太
☆ブラック・ショーマンと覚醒する女たち……………東野 圭吾
☆きらん風月……………永井 紗耶子
☆仕事の辞め方……………鈴木 おさむ
☆センチメンタルに効くクスリ……………岡本 雄矢
☆元・給食の先生がおしえるワンパン健康食堂……………さくらい ゆか

この他にも、週1回のペースで新しく本が入ります。市民図書館にぜひお越しください。

「津久見市電子図書館」もご利用ください！

利用するには、市民図書館の「利用カード」と「パスワード登録」が必要です。

●問い合わせ／市民図書館 ☎0972-85-0080

津久見市内職業別求人情報

(令和6年3月10日現在)

職業分類	求人数	
	フルタイム	パート
事務・管理職	29	9
営業・販売	12	15
接客・理美容・調理・サービス	15	31
介護・福祉	28	15
保育・教育	0	6
医療・看護・保険	25	16
製造・修理・保全・検査・印刷	66	12
技術職(建設・開発・IT)・専門職	21	0
建築・土木・電気工事	61	2
警備・施設管理・設備運転	34	10
運輸(運転)・配送	16	10
清掃・洗浄・倉庫・包装・軽作業	29	21
農業・林業・漁業	2	0

※1台分の駐車スペースが会議棟横にございます。
空いていない場合は市役所グラウンドに駐車してください。
窓口での相談・企業への連絡・紹介状の発行
●問い合わせ／津久見市ふるさとハローワーク
☎0972-82-8609(開庁時間 9時30分～17時)



大分県司法書士会

定期相談会の開催

親の認知症、相続、借金等の日頃のお悩みの相談に応じます。どんなお悩みでもお気軽にご相談ください。

※事前予約が必要です。

▼日時 4月20日(土)
13時～16時

▼場所 市民会館2階

▼相談料 無料

★前日までの予約が必要です。
予約がない月は中止します。

▼予約・問い合わせ

大分県司法書士会事務局

☎097(532)7579

★受付時間 月～金(祝日休)
9時～17時

SNS上の投資グループ で勧誘的なFX取引トラ ブルにご注意ください

FX取引(外国為替証拠金取引)に関する相談が寄せられており、特にシニア層を中心に増加傾向がみられます。

SNSやインターネット上の広告、SNSで知り合った人からの紹介等をきっかけにSNSの投資グループに誘われ、そこでFX取引を持ち掛けられるという新たなパターンが目立つようになっていきます。

消費者は投資グループ内での指示通りに、指定された個人名義の口座に次々とお金を振り込みますが、最後はお金

を一切引き出せなくなるという詐欺的な手口です。

★相談から見られる手口のイメージ

・SNSのグループチャットに誘われる。

・グループチャット内で参加者から成功体験を聞かされ、FX取引に誘われる。

・お金を振り込むと最初は利益が出たように見え、次々と送金を要求される。

・出金できず、FX業者ともグループチャットのメンバーとも連絡が取れなくなる。

ひとことアドバイス
SNS上の投資グループに注意してください。

振込先に個人名義の口座を指定された場合、絶対に振り込まないでください。

◆無登録業者との取引は行わないでください。

◆FX取引の仕組みがよく分からなければ契約しないでください。

◆不明なことがあれば

★消費者ホットライン(電話)188(イヤヤー)

(最寄りの消費生活センターなど、相談窓口につながります。)

試験

前期技能検定試験

技能検定は、働く人達の

持っている技能を一定の基準により検定し、これを公証する技能の国家検定制度です。

▼申請書受付期間

4月3日(水)～16日(火)

▼実技試験実施期間

6月6日(木)～9月8日(日)

▼学科試験実施日

7月14日(日)、8月18日(日)、
8月25日(日)、9月1日(日)

※詳しくは、大分県職業能力開発協会のホームページをご覧ください。

▼問い合わせ
大分県職業能力開発協会
☎097(542)3651

お知らせ

子ども食堂 開催のお知らせ

★高齢者、一般の方も是非ご来場ください(事前予約が必要です)

▼日時 4月20日(土)
11時～13時

▼場所 彦の内公会堂

▼値段 子ども 100円※高校生以下
大人 300円

▼メニュー
カレーライス(欧風)

※30食限定、要予約(先着順)

▼問い合わせ
☎090(5080)6471
(黒木)

家畜の使用状況の報告について

家畜伝染病予防法により、「牛、鹿、馬、羊、家きん(鶏など)」等を飼養している家畜飼養者は、家畜の飼養状況について、市へ報告が必要です。

①牛、鹿、羊等について

対象となる家畜「牛、水牛、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし」

②家きん(鶏など)について

対象となる家畜「鶏、あひる、うずら、きじ、ダチョウ、ホロホロ鳥、七面鳥」

※鶏には、烏骨鶏、チャボ、軍鶏も含まれます。

飼養頭羽数の変更のある方や、家畜の飼養を開始された方で報告をまだされていない方は、必ず報告をお願いします。(1頭、1羽でも飼養されている方が対象となります。)

これまでに市に報告された方で飼養を中止された方についても、ご連絡ください。

●問い合わせ／

農林水産課 振興班 ☎0972-82-9514

一定の障がいのある65歳から74歳の方が 後期高齢者医療制度の障がい認定を 受ける際の手続について

申請は健康推進課に、次のものをご持参のうえ、お手続きください。

- ・障がいの程度が確認できる書類(障害者手帳など)
- ・本人確認証明(運転免許証など本人と確認できるもの)及びマイナンバーカード等(マイナンバーを確認できる書類)

※障がい認定を受けた方は、認定後も75歳になるまでは、届出により将来に向かって撤回することができます。

この場合、撤回後は国民健康保険又は社会保険等に加入することになります。

●問い合わせ／

健康推進課国保年金班 ☎0972-82-4147

大分県後期高齢者医療広域連合

☎097-534-1771(代表)

令和6年度シトラススクール受講生を募集します！

開講式 令和6年4月19日(金) 13:30～

場所 津久見市民会館

●「新植・初心者」コース (定員10名程度)

みかんの営農開始を目指し、ゼロ(定植)からの基礎を学びたい方

講習日時 毎月第3金曜日 13:30～

講習内容 座学(植物の生理生態 / 農薬の基礎知識 / 肥料について等)



●「レベルアップ」コース (定員30名程度)

みかん栽培技術の向上を目指す方向けのコースです。

講習日時 毎月第3金曜日 15:00～

講習内容 座学(スマート農業 / 食味検討 / 機械整備 / マルドリ栽培等)
実地研修(剪定実習 / 選果場見学 / 摘果実習 / 植栽実習等)



●「ヤマジノギク」コース (定員10名程度)

花の栽培に興味がある方や、みかんと花の複合経営に関心がある方向けのコースです。「ヤマジノギク」は、津久見では「パステルアスター」としても知られている大分オリジナルの花です。

講習日時 5～11月の不定日(各月3～4回) 13:30～15:30

講習内容 現地実習(定植 / 管理作業(摘芯・整枝・病虫害防除) / 収穫等)



申込期限：令和6年4月15日(月)

問い合わせ・申込み

津久見市役所 農林水産課 振興班

TEL 0972-82-9514

Mail yamada-r@city.tsukumi.lg.jp
(担当：山田)

○森林の伐採時の届出について

問い合わせ 農林水産課 ☎0972-82-9514

自身が所有する森林であっても、津久見市森林計画(市内ほぼ全域)の対象となっている立木を伐採する時は、事前に「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出する必要があります。

本数や面積は問わず、1本でも伐採する場合は届出が必要になります。

また、「伐採及び伐採後の造林の届出書」に基づいて立木の伐採や造林を行った場合、「伐採及び伐採後の造林に係る造林の状況報告書」の提出が必要になります。

◆届出対象者

津久見市森林計画対象森林の立木を伐採する者・森林所有者

◆届出の時期

- ・伐採及び伐採後の造林の届出書 → 伐採を始める90日から30日前まで
- ・伐採及び伐採後の造林に係る造林の状況報告書 → 造林完了した日から30日以内

◆提出書類

【伐採前】

- ・伐採及び伐採後の造林の届出書、伐採計画書、造林計画書
- ・位置図、伐採区域を示す図面
- ・届出者の確認書類(氏名・住所等がわかる書類)
- ・土地の登記事項証明書等
- ・伐採の権原関係書類(届出者が土地所有者でない場合)
- ・隣接森林との境界関係書類
- ・伐採及び集材に関するチェックリスト

【伐採後】

- ・伐採及び伐採後の造林に係る造林の状況報告書
- ・位置図



申請様式はこちら

●公営住宅入居者募集

①通常募集

住宅名	間取り	階	家賃(円)
市営たちばな	3DK	5階	18,200～35,800

②随時・みなし特定公共賃貸住宅募集

住宅名	間取り	階	家賃(円)
市営長野B	3DK	4階	9,800～19,400
市営岩屋口A	3DK	2階	18,000～35,500
		3階	
		3階	18,600～36,600
市営岩屋口B	2DK	1階	14,800～29,100
	3DK	3階	18,800～36,900
市営さかえ	3DK	3階	19,700～38,800
市営千怒B	3DK	4階	9,000～17,800
市営千怒C	3DK	2階	12,400～24,500
県営津久見	3LDK	5階	17,800～35,000
県営立花	3K	3階	15,600～30,600

■募集締切

通常募集期間：4月1日(月)～4月15日(月)

随時・みなし特公賃：入居が決まり次第終了

■入居可能日

市営 令和6年5月中

県営 令和6年6月1日(土)または7月1日(月)

■敷金 家賃3ヵ月分

※連帯保証人1名または法人保証、緊急連絡先が必要です。

■申込・問い合わせ

津久見市営住宅管理センター(市役所3階)

☎0972-83-8130

地域おこし協力隊コラム

土手 洋輝 隊員



津久見にきて約1年が経ちました！

協力隊として柑橘栽培のほか、ふるさとCM大賞や学校での学習会など普段経験できないさまざまな体験をさせていただきました。

協力隊期間を経て、将来的には空き家を活用した飲食店や楽しいアウトドア施設を津久見に作れるよう場所探しに只今奮闘中です！！

そして昨年末には市民交流の一環として「劇団293」を立ち上げました。

この活動を通してより一層市民の方々との交流を増やしていきたいと思っておりますので皆様のご参加を心よりお待ちしております！

早速ですが今月4/18(木) 18:00から昭和通り商店街「音羽旅館」(姥目公園向かい)にて説明見学会を開きます！

お誘い合せの上ぜひお越しくださいませ。

劇団293のInstagramで
情報発信中！



学生さん必見！学生納付特例制度

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料を納めなければなりません。しかし、本人の所得が一定以下の学生については、在学中の保険料を猶予し、卒業後に後払いできる「学生納付特例制度」が設けられています。

市役所健康推進課で、基礎年金番号又はマイナンバーがわかるものと、学生証の写し又は在学証明書をご準備のうえ手続きをしてください。

※マイナンバーを利用してマイナポータルによる国民年金保険料免除の電子申請もできます。

詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。

4月の年金だより

4月の年金出張相談のご案内

【日時】 令和6年4月23日(火)
10時から15時

【場所】 市民ふれあい交流センター

★完全予約制になっておりますので、基礎年金番号又はマイナンバーがわかるものをご用意うえ、電話をしてください。

○予約先 佐伯年金事務所お客様相談室
☎0972-22-1970 案内1→2

国民年金保険料変更のお知らせ
令和6年4月から国民年金保険料が
月額16,980円になりました

●問い合わせ

佐伯年金事務所 ☎0972-22-1970
健康推進課国保年金班 ☎0972-82-4111
内線132

市税等の納付窓口 開設のお知らせ

仕事等により金融機関や市役所窓口で納税等ができない方を対象に、下記の日程で、税務課の窓口を開設しますのでご利用ください。

記

4月25日(木) 17:00~19:00

※事前に連絡をくださった方には、19時以降も対応いたします。

【納付の可能な市税等】

市県民税・固定資産税・国民健康保険税・
軽自動車税・介護保険料・後期高齢者医療保険料
※来庁の際は、別館入口（金融機関のATM設置側）をご利用ください。

※納税以外の相談や申告については対象外です。

●問い合わせ / 税務課 収納対策班
☎0972-82-9512(直通)

「特殊詐欺等防止機能付き電話機」の 購入費を補助します

令和6年4月1日以降に購入した「特殊詐欺等防止機能付き電話機」に対し補助を受けることができます。(補助金を受けられるのは1回限り)

【補助対象者】

満65歳以上の方がいる世帯
津久見市に住所を有し、現に居住されている方
世帯全員が市税を滞納していない方 等

【対象となる電話機】

特殊詐欺等防止機能を備える電話機または
外付け機器 等

【補助金額】

購入・設置費用の3分の2(上限10,000円)

【申請期間】 令和7年1月31日まで

※申請総額が予算額を超えた場合は、締切前でも募集を終了します。

●問い合わせ / 市民生活課 生活安全班
☎0972-82-4111(内線114)

固定資産税縦覧期間のお知らせです

固定資産税の縦覧とは、納税者が土地や家屋の評価額を確認し、その適正さを判断するためのものです。

●期間および時間 / 4月1日(月)~5月31日(金)
8時30分~17時(土・日・祝日を除く)

●縦覧場所 / 税務課 資産税班(市役所別館1階10番窓口)

●縦覧できる方 / 納税者(本人以外の場合は委任状が必要です。)
借地・借家人等(賃借権を有する土地・家屋の縦覧は賃貸借契約書等が必要です。)

●台帳の記載内容 / 土地……所在地番、地目、地積、評価額
家屋……所在地番、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額

☆固定資産税の納期のお知らせ

令和6年度は、3年に1度の評価替えの年度に当たります。そのため第1期の納期月が5月(納期限5月31日)となっています。なお、第2期以降の納期については例年と同様(7月・12月・2月)です。

●問い合わせ / 税務課 資産税班 ☎0972-82-4111(内線128・129・130)

津久見幹部交番からのお知らせ



◇新入学児童・園児を交通事故から守ろう◇

4月是新入学児童・園児が「歩行者デビュー」をしますが、まだまだ道路社会の知識は未熟です。
運転者、自転車利用者、歩行者みんなで交通ルール・マナーを守って、こども達を交通事故から守りましょう。

〈ドライバーの皆さんへ〉

- ☆歩行中のこどもを見かけたらまずは減速！動静に注意し、十分な間隔をとって通過しましょう。
- ☆こどもの往来が予想される学校や公園、住宅街などの交差点は特に安全確認を行いましょう。

〈自転車利用の皆さんへ〉

- ☆交通ルールを守って、歩道を通行するときは歩行者優先を徹底しましょう！

〈歩行者の皆さんへ〉

- ☆信号が青になっても、左右から車が来ていないかよく確認をして道路を横断しましょう。
- ☆道路への飛び出しや車の直前・直後の横断、斜め横断も危険ですのでやめましょう。
- ☆ご家庭では、お子様と通学路や近くの公園まで一緒に歩き、危険な場所をお子様の目線で確認しましょう。
- ☆手を上げて渡る、道路に飛び出さないなど「自分の命は自分で守る」ことを身に付けさせましょう。

〇問い合わせ 津久見幹部交番 ☎0972-82-2131

じんけんふれあいシリーズ ④8

地域社会とともに生きる

インターネット上の人権侵害をなくそう

その2



◇使い方を間違えると大変なことに

便利なインターネットも、使い方を間違えると、人の心を傷つける「凶器」にもなり、使い方次第で、「加害者」にも、「被害者」にもなるおそれがあります。

◇ネットを悪用した

誹謗中傷などが拡大

誹謗中傷とは、他人を悪く言う「誹謗（ひぼう）」と、ありもしないことを言って他人の名誉を傷つける「中傷（ちゅうしょう）」を合わせた言葉です。

ネット上の匿名掲示板やSNS、口コミサイトなどを通じ、根拠のない悪口が加速度的に広がっています。

最近起きた事例は、
・テレビ番組の出演者がSNSで誹謗中傷を受けた事件

・あおり運転事件で無関係の女性のデマ情報が流された事件
・コロナ陽性者に対する誹謗中傷などと多数ありました。

◇ネットで相手を傷つけないために
ネットの向こう側にも、あなたと同じ人間がいます。

ネット上の匿名性などを悪用し、相手を傷つけるような書き込みは許されません。

匿名の書き込みも、調査をすれば、発信者を特定することが可能ですし、罪に問われることもあります。

また、メールやブログ、コミュニティサイトなどへの何気ない書き込みが相手を傷つけ、取り返しのない事態を引き起こしかねません。

顔が見えないからこそ、相手の人権を尊重することを忘れず、配慮を持って、インターネットを利用しましょう。



「津久見市文化財保存活用地域計画作成事業」について

－ 令和5年度事業経過を報告します －

昨年4月に着手したこの事業は、文化庁の「地域文化財総合活用推進事業」の交付を受けて三年計画（令和5年から7年度）で、市内に残る各種文化財の保存活用を目的として計画をたてていくもので、早いもので一年が経過しました。

一年次にあたる今年度は、文化財の実態把握のための調査を実施してきました。地元調査員を委嘱し、各区区長の協力のもと、精力的な調査を行い900件を越える文化財を確認することができ、その成果の一部を市報でお知らせしてきました。

今月は、3月21日市民図書館会議室で開催された今年度3回の協議会の一年のまとめとして紹介します。

調査に関して

写真は、地元調査員の方々①です。こうした調査員の方々の協力を得て昨年12月から3月までの4ヶ月で計24回、市内全域を対象に文化財の所在確認調査を行いました。地区によっては荒地となっている所や、近年の区画整理などで場所が移動しているものもあり確認には苦労しましたが、巨樹・巨木林②や石造物③など数多く残る文化財を把握することができました。

計画全般の協議に関して

作成協議会は委員9名の方に委嘱し、3回にわたり協議会を開催、計画の具体的な内容などについて、それぞれ専門の立場でご意見をいただきました。

主な内容としては、第1回目の会議（6月15日）では、「地域計画」作成の目的、構成（目次・内容）の素案について、また2回目（令和6年1月11日）④では、管内文化財の所在状況、調査方法等、構成案全般の第一次修正点について協議。さらに先般開催された3回目⑤では、骨子のひとつ「津久見市の文化財の特性」「市内の関連文化財群」などについて、具体的に事例をあげて協議し、特性や関連する文化財を一通りまとめることができました。

〇問い合わせ

津久見市教育委員会 生涯学習課 地域計画担当

文化庁調査官からの指導

また、今年1月30・31日には文化庁主任調査官による現地視察が行われ、計画の構成や作業の進め方について、具体的にご指導をいただきました。

協議会での全体意見としては、この計画を立案・検討するにあたり、文化財の活用に際して、観光面や学校教育での活用といった点や市の文化財をはじめとする各種情報を知ることができる窓口としてビジターセンター等の設置・整備、人材の育成などについて「市としてどう考えていくのか」といった質問や意見が各会議の中でだされました。

こうした意見に対して、現在、事務局では、庁内関係課のヒアリングを実施中で、文化財関連事項に関する現状、将来計画などについて聞き取りを行っています。今後庁内調整会議を開催する中で、市としての方向性を示し、協議会に諮る中、計画に反映させていきたいと考えています。

来年度早々には4回目となる協議会の開催を予定しており、計画全般について内容等を確認し、具体的作業に入っていくことにしています。

この地域計画は策定後の令和8年度から向こう10年間の計画です。今後、策定される『第6次津久見市総合計画』をはじめ各種計画との整合性を図りながら作成事業をすすめていくことにしています。

引き続き、市民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。



①地域計画地元調査員



②巨樹・巨木林の調査



③石造物の調査



④第2回協議会



⑤第3回協議会で関連する文化財を検討する委員